

[事案 27-121] 契約内容確認請求

・平成 27 年 12 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書記載の内容が契約の内容であることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 10 月に契約した定期保険特約付終身保険について、契約の際、募集人から、設計書に記載された金額が将来支払われるとの説明を受けて契約したので、将来、保険料払込満了年齢になったときに、同金額を受け取ることができる契約内容となっていることを確認したい。

<保険会社の主張>

本契約の内容は、約款によって定まるものであり、説明に設計書が用いられたとしても、その記載内容が契約内容になるものではないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った（募集人については、既に保険会社を退社しており、実施できなかった）。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が保険料払込満了年齢時に設計書記載の金額を受け取ることができる契約内容になっていると認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。